

平成30年第2回臨時会

上里町議会会議録

平成30年5月1日開会
平成30年5月2日閉会

上里町議会事務局

平成30年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

平成30年5月1日（火曜日）

議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 （選挙第1号）上里町議会議長の選挙について
- （追加日程）
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 提出議案の報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 （選挙第2号）上里町議会副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 （選挙第3号）児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について
- 日程第10 （選挙第4号）本庄上里学校給食組合議員選挙について
- 日程第11 （町長提出承認第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 （町長提出承認第2号）専決処分の承認を求めることについて
- （追加日程）
- 日程第13 （町長提出議案第40号）監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 （選挙第1号）上里町議会議長の選挙について
- （追加日程）
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 提出議案の報告について
- 日程第 5 諸報告について

日程第 6 (選挙第2号) 上里町議会副議長の選挙について

日程第 7 常任委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

出席議員 (14人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

事務局職員出席者

事務局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開会・開議

午前 9 時 3 2 分開会・開議

○臨時議長（高橋勝利君） ただいまの出席議員は、14 名であります。定足数に達しておりますので、平成 30 年第 2 回上里町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（高橋勝利君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の席を仮議席として指定いたします。

◎日程第 2 選挙第 1 号 上里町議会議長選挙について

○臨時議長（高橋勝利君） 日程第 2、選挙第 1 号 上里町議会議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○臨時議長（高橋勝利君） ただいまの出席議員数は、14 名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番植井敏夫議員、2 番高橋 仁議員、3 番飯塚賢治議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（高橋勝利君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（高橋勝利君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（高橋勝利君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を行います。

〔職員の点呼により投票〕

○臨時議長（高橋勝利君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（高橋勝利君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、植井敏夫議員、高橋 仁議員、飯塚賢治議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○臨時議長（高橋勝利君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。有効投票数 14 票、無効投票数 0 票、有効投票のうち 新井 實議員 7 票、高橋 仁議員 6 票、沓澤幸子議員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、新井實議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○臨時議長（高橋勝利君） ただいま議長に当選されました、新井 實議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

議長に当選されました、新井 實議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔14 番 新井 實君登壇〕

○14 番（新井 實君） 皆さんこんにちは。上里町議会議長選挙において、参列の皆様の、多数の議員の皆様のご推挙により議長に当選させていただきましたこと深く感謝申し上げます。これ以降ですね、上里町議会の議長として重責を自覚し、そして町民と議会、行政のパイプ役としてですね、元気ある上里町の安全安心、そして元気な生活優先の町づくりをしていきたいと思っておりますので、議会の皆様のご支援とご協力を今後よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶に変えさせていただきます。本当に今日はありがとうございます。

○臨時議長（高橋勝利君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 50 分 休憩

午前 10 時 19 分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第 1 議席の指定について

○議長（新井 實君） 日程第 1、議席の指定を行います。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定します。各議員の議席を、事務局をして発表いたさせます。

事務局。

〔事務局長 宮下忠仁君発表〕

○事務局長（宮下忠仁君） 1 番 篠 浩之議員、2 番 高橋茂雄議員、3 番 高橋勝利議員、4 番 飯

塚賢治議員、5番仲井静子議員、6番猪岡 壽議員、7番齊藤 崇議員、8番植原育雄議員、9番植井敏夫議員、10番高橋正行議員、11番納谷克俊議員、12番沓澤幸子議員、13番高橋 仁議員、14番新井 實議員、以上となります。

○議長（新井 實君） ただいま発表したとおり、各議員の議席を指定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第2、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番黛 浩之議員、2番高橋茂雄議員、3番高橋勝利議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から5月2日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

◎日程第4 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第4、提出議案の報告について。

町長より、議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第5 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第5、諸報告について。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長ほか、関係者の出席を求めました。
以上で諸報告を終わります。



◎日程第 6 選挙第 2 号 上里町議会副議長選挙について

○議長（新井 實君） 日程第 6、選挙第 2 号 上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員数は、14 名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 篠 浩之議員、2 番 高橋茂雄議員、3 番 高橋勝利議員、以上の 3 名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（新井 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

〔職員の点呼により投票〕

○議長（新井 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、篠 浩之議員、高橋茂雄議員、高橋勝利議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○議長（新井 實君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。有効投票数 12 票、無効投票数 2 票、有効投票のうち、飯塚賢治議員 7 票、仲井静子議員 4 票、高橋 仁議員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票であります。

よって、飯塚賢治議員が当選されました。

○議長（新井 實君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○議長（新井 實君） ただいま副議長に当選されました飯塚賢治議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました飯塚賢治議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔4 番 飯塚賢治君登壇〕

○4 番（飯塚賢治君） 皆様こんにちは。ただいまの投票による選挙におきまして、副議長の任をあずからせていただきます飯塚賢治でございます。新井議長をしっかりと補佐し、今後上里町が訪れるであろう少子高齢化、人口減少等々、こういったところに議論をしていけるこの議会を作ってまいりたいとこういう決意をしております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午後 2 時 3 分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第 7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定によって、指名したいと思います。議長が指名する、各議員の所属常任委員会を、事務局をして報告をいたさせます。

事務局。

〔事務局長 宮下忠仁君朗読〕

○事務局長（宮下忠仁君） 報告いたします。

総務経済常任委員会に、黛 浩之議員、高橋茂雄議員、猪岡 壽議員、齊藤 崇議員、植原育雄議員、植井敏夫議員、飯塚賢治議員。

文教厚生常任委員会委員に、仲井静子議員、高橋正行議員、沓澤幸子議員、納谷克俊議員、高橋 仁議員、高橋勝利議員、新井 實議員。

以上となります。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただ今、事務局の報告のとおり指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名したとおり、各議員の所属常任委員会委員を選任することに決定しました。

次に各常任委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第8条第2項の規定により各常任委員会を開催し互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告事項

○議長（新井 實君） 各常任委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務経済常任委員長に猪岡 壽議員、同副委員長に黛 浩之議員、文教厚生常任委員長に高橋 仁議員、同副委員長に高橋勝利議員、以上のとおりであります。

◎日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第2項及び第3項の規定により、植原育雄議員、植井敏夫議員、齊藤 崇議員、沓澤幸子議員、納谷克俊議員、仲井静子議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、植原育雄議員、植井敏夫議員、齊藤 崇議員、沓澤幸子議員、納谷克俊議員、仲井静子議員を選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開催し互選をお願いします。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 7 分 休憩

午後 3 時 1 分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告事項

○議長（新井 實君） 議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われたので、その結果を報告します。議会運営委員会委員長に齊藤 崇議員、同副委員長に沓澤幸子議員、以上のとおりであります。

◇

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 2 分散会

平成30年第2回上里町議会臨時会会議録第2号

平成30年5月2日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 9 （選挙第3号）児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について
日程第10 （選挙第4号）本庄上里学校給食組合議員選挙について
日程第11 （町長提出承認第1号）専決処分の承認を求めることについて
日程第12 （町長提出承認第2号）専決処分の承認を求めることについて
（追加日程）
日程第13 （町長提出議案第40号）監査委員の選任について
-

出席議員（14人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 須 長 正 実 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君	税 務 課 長 山 田 隆 君
健康保険課長 山 下 容 二 君	

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前10時44分開議

○議長（新井 實君） ただ今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き会議を開きます。



◎日程第9 選挙第3号 児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について

○議長（新井 實君） 日程第9、選挙第3号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員には、14番新井 實議員と4番飯塚賢治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、14番新井 實議員と4番飯塚賢治議員を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、14番新井 實議員と4番飯塚賢治議員が児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました。

ただいま、児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました、14番新井 實議員と4番飯塚賢治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました、14番新井 實議員と4番飯塚賢治議員は後ほど承諾の提出をお願いいたします。

◎日程第 10 選挙第 4 号 本庄上里学校給食組合議員選挙について

○議長（新井 實君） 日程第10、選挙第 4 号 本庄上里学校給食組合議員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員に、1 番 黛 浩之議員、5 番 仲井 静子議員、8 番 植原 育雄議員、以上の 3 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、1 番 黛 浩之議員、5 番 仲井 静子議員、8 番 植原 育雄議員を本庄上里学校給食組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、1 番 黛 浩之議員、5 番 仲井 静子議員、8 番 植原 育雄議員が本庄上里学校給食組合議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選されました、1 番 黛 浩之議員、5 番 仲井 静子議員、8 番 植原 育雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第 2 項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議員に当選されました、1 番 黛 浩之議員、5 番 仲井 静子議員、8 番 植原 育雄議員から承諾及びあいさつをお願いします。それでは議席順に当選者から挨拶をお願いいたします。

1 番 黛 浩之議員、よろしく願いいたします。

〔1 番 黛 浩之君発言〕

○1 番（黛 浩之君） 1 番 黛 浩之、本庄上里学校給食組合議員となりまして、当選したこ

とを、ありがとうございます。目いっぱい頑張りますのでよろしくお願いします。

○議長（新井 實君） 続きまして、5 番仲井静子議員。よろしくお願いします。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 本庄学校給食組合の委員に今回も引き続きやらせていただきます。毎日 8,000 食の給食が配られるわけですが、安心・安全な給食が配られるようこれからも議会とともに努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。よろしくお願いします。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 8 番植原育雄でございます。このたび、本庄上里学校給食組合の議員として当選をいたしました。本庄上里学校給食組合に関係する児童・生徒のために、安全安心のために、今後目的達成をするためにも頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただ今、町長から議案第 40 号 監査委員の選任についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第 11 町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第 11、町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）」に伴う上里町税条例の一部を改正する条例について、平成 30 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、御報告させていただきたく承認を求めるものでございます。

この度の改正は、平成 30 年 3 月 31 日付けで「地方税法等の一部を改正する等の法律」が公布施行されたことに伴い上里町税条例の一部を改正するものでございます。

平成 30 年度の固定資産税の税負担の調整、特例措置の見直し、法人町民税の取り扱い等について、法律改正に合わせて所要の見直しを図るものでございます。

それでは、条文ごとに改正内容について、御説明申し上げます。

まず第 20 条は延滞金の計算を規定するものですが、条ずれを修正するものでございます。

第 31 条、第 36 条の 2、第 47 条の 3 及び第 47 条の 5 は、法人町民税の税額、個人町民税の申告や徴収方法について規定するものでございますが、文言の修正を行うものでございます。

第 48 条でございますが、法人町民税の申告納付について規定をしております。内国法人が外国関係会社と合算課税され、控除額を法人税等から控除しきれなかった場合に、法人町民税から控除することを規定しております。

第 52 条は、法人が納期限延長をしている場合、税額更正が行われたときに、延滞金の計算期間について規定をしております。

第 53 条の 7 は、退職手当に係る個人町民税の納付について、第 54 条は、固定資産税の納税義務者等を定めるものですが、それぞれ、条ずれを修正するものでございます。

附則第 3 条の 2 及び附則第 4 条は、延滞金に関する規定ですが、条番号や文言の修正を行うものでございます。

附則第 10 条の 2 は、固定資産税の課税標準額の特例について規定するもので、汚水排水処理施設の特例割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に、雨水貯留浸透施設の特例割合を 3 分の 2 から 4 分の 3 に改正し、土壌汚染対策施設の特例を削除いたします。また、再生可能エネルギー発電設備について、省令で定める基準内のものと、それ以外のものを区分して特例割合を定めます。

附則第 10 条の 3 は、住宅等の減額を受けるための申告等に関する規定で、条ずれを修正するものでございます。

附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 13 条及び附則第 15 条は、固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置等について、現行の仕組みを 3 年間延長するものでござい

ます。

次に附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定し、平成30年4月1日から施行としております。

第2条は法人町民税に関する経過措置について規定したもので、平成29年1月1日以降に申告書の提出期限が到来する法人町民税の延滞金について適用をいたします。

第3条は固定資産税に関する経過措置について規定したもので、平成29年度までの固定資産税や、改正条例施行前に取得した施設の設備については、従前の例によるものとしたものでございます。

以上で上里町税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第12 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）」に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成 30 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、「国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充」を図るため、平成 30 年 3 月 31 日付けで「地方税法等の一部を改正する法律」の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

第 2 条は、国民健康保険税の「課税額」を規定したものでありますが、第 2 項で「医療分課税額」に係る課税限度額を「54 万円」から「58 万円」に引き上げる内容のものでございます。

第 20 条は、「国民健康保険税の減額」を規定したものでございます。第 2 号で国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を「27 万円」から「27 万 5 千円」に引き上げる内容のものでございます。

第 3 号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「49 万円」から「50 万円」に引き上げる内容のもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

第 21 条の 2 は、「特例対象被保険者等に係る申告」を規定したもので、手続き上、マイナンバーによる情報連携で必要事項の確認ができる場合には、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。

次に改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第 1 条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成 30 年 4 月 1 日から施行としております。

第 2 条は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成 30 年度以後の国民健康保険税から、適用するものでございます。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12 番沓澤幸子議員。

〔 1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2点ほど質問があります。

1点目は、限度額が54万円から58万円になるわけなのですが、県内では限度額最低はいくらなのか。また、58万円の自治体はいくつあるのか。それについてが1点です。

もう1つお聞きしたいのが、先ほど全協でも質問したわけなのですが、どのくらいの所得世帯から最高限度額に該当するのか、そしてこの介護保険、後期高齢者医療保険を含めて最高限度額が58万円になることによって93万円というふうになるわけなのですが、この93万円は該当する最低のところ、いわゆる該当するところの所得の何パーセントに当たるのかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に、説明させていただきます。

まず1点目が医療分の限度額の引き上げということで、県内の状況等ということでございます。現在こちらで把握している内容といたしましては、63市町でそのうち33が法定額と同額の賦課限度額を設定しているということでございます。今後県全体で統一保険料を目指すことを課題としていることから県内で統一されていく方向であるのではないかと考えております。

それから、限度額を上げた場合の世帯の状況、モデルということでございました。まず夫婦2人世帯で63歳といった世帯の場合ですけれども、これまでの限度額の設定ですと、総所得が830万で限度額に達する所得ということでございます。これが今回改正がございまして、総所得が900万、70万ほどアップした段階で医療分の限度額に達するというような状況でございます。それともう1つ、4人世帯の例でございます。夫婦45歳で高校生と中学生、お子さんが2人いらっしゃる4人の世帯を想定して考えてみますと、これまで780万で上限額に達してございました。これが改正によりまして、やはり70万増額の850万で上限額に達するようでございます。

それからパーセンテージというお話でしたけれども、こちらについては今回限度額超過世帯、今まで57世帯あったものが、47世帯になるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、反対でありますので、討論したいと思います。

上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありますけれども、1点としては良い点もあると思います。それは低所得者への軽減判定所得についての拡充が行われたことです。このことによって対象世帯の判定が引き上がったことで、5割、2割の軽減の対象者が拡大されましたので、それは良い点として評価できると思います。

しかしながら、もう1点の医療分の賦課限度額が4万円引き上げられることについては問題があるというふうに思います。県内63市町村中、33市町村が限度額に達成していることでもありますけれども、先ほどのモデルケースでお聞きしますと、特に4人世帯の部分では40代のご夫婦がともに働いていたとして、高校生と中学生のお子さんを育てていて、850万円で最高限度額93万円の国保税がかかることになると、いわゆる1割以上なんです、所得の。そういう意味では、非常にもっと、うんと所得がある人が対象であれば、限度額が上がることに異存はないわけでもありますけれども、2人のお子さんを育てている850万ぐらいの世帯が95万もの国保税を納めるということは、非常に厳しいのではないかなと思いますので、反対したいと思います。

専決処分されていますけれども、反対です。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第13 町長提出議案第40号 監査委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第40号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番の植原育雄議員の退席を求めます。

〔8番 植原育雄君退席〕

○議長（新井 實君） 提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 御提案申し上げました議案第 40 号 監査委員の選任について説明を申し上げます。

議会選出の監査委員でございます高橋正行氏が、4 月 30 日を持ちまして議員の任期満了に伴いまして監査委員の任期も併せて満了となりました。

つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、後任の議会選出議員の適任者の推薦について、議会議長あてにお願いをいたしてありましたが、議会の推薦によりまして、監査委員の選任について追加提案を申し上げるものでございます。

御提案は、議会選出の監査委員に大字七本木 611 番地 5、植原育雄氏、昭和 24 年 3 月 5 日生まれを、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によって、議会の同意を頂きたくここに提案申し上げる次第でございます。

慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明、議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 40 号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

8 番植原育雄議員の退席を解きます。議席にお戻りください。

〔8 番 植原育雄君着席〕

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新井 實君） 次に議会運営委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規

則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成 30 年第 2 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 41 分 閉会